

和歌山縣報 第千十二號

明治四十三年九月二十四日

○訓令

○和歌山縣訓令第四十號

郡市役所
町村役場

產米ノ改良ハ農業經濟上一日モ忽諸ニ附スヘカラサル事業ニシテ之カ實行ノ方法ニ關シ指示スル所アリ郡市町村ニ於テモ該告論ノ趣旨ニ基キ農會又ヘ地主會等ト其ニ協力シテ一般農民ヲ指導シ是等改良ノ方法手段ヲ講究シ以テ所期ノ目的ヲ貫徹スルコトニ努力スヘシ

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親晴

○告示

○和歌山縣告示第三百三十四號

本縣東牟婁郡下太田村大字庄耕地整理組合規約變更一件認可セリ
明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親晴

○和歌山縣告示第三百三十五號

土地收用法第九條ニ依リ輕便鐵道敷設準備ノ爲左ノ土地ニ立入り測量ヲ爲スコトヲ高野山電氣軌道株式會社發起人總代島村安次郎ニ許可セリ

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親晴

和歌山縣伊都郡橋本町、高野口町、九度山町、隅田村、學文路村、河根村、高野村、懸野村

○和歌山縣告示第三百三十六號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親晴

那賀郡岩出町大字西野

漁業權者代表者 井上 紋右衛門

許免年月日 明治四十三年九月廿一日
免許番號 八七二

漁業ノ種類及名稱 奴築類 鮎鞘掛

漁場ノ位置 紀ノ川筋 基点那賀郡小倉村字上三毛字柳原水神社ヨリ八十二度三十二分半ノ点、百十九度十六分半ノ点、五十七度三十四分半ノ点、六十九度四十六分半ノ点ヲ連結セル線内
漁獲物ノ種類 鮎

漁業時期 九月一日ヨリ十一月三十日迄

免許期間 五箇年

條件

- 一、木石類ヲ以テ支柱トナスヘカラズ
- 二、舟筏ノ通航上障害トナラサル様設備スヘシ
- 三、同一漁場ニ於テ同時ニ二個以上ノ漁具ヲ敷設スヘカラズ
- 四、漁期終了シタルトキハ一週間以内ニ建設物ヲ撤去スヘシ

○和歌山縣告示第三百三十七號

長崎縣ニ於テ左記ノ通り獸疫發生ノ旨通知アリタリ

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親 晴

- 一、西彼杵郡茂木村ニ於テ本月八日牝犬一頭狂犬病ニ罹リ翌九日撲殺
- 二、東彼杵郡早岐村ニ於テ本月十一日牡犬一頭狂犬病ニ罹リ翌十二日撲殺
- 三、全郡全村ニ於テ本月十二日牝犬一頭狂犬病ニ罹リ即日斃死
- 四、南松浦郡福江村ニ於テ本月六日牝牛一頭炭疽ニ罹リ翌七日斃死

以上

○和歌山縣告示第三百三十八號

京都府天田郡曹我井村字和久市ニ於テ本月七日和種牝牛一頭氣腫疽ニ罹リ翌日斃死セシ旨通知アリタリ

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親 晴

○和歌山縣告示第三百三十九號

新潟縣ニ於テ牛疫豫防ニ關スル左記縣令發布ノ旨通知アリタリ

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親晴

○新潟縣令第五十五號

牛疫豫防ノ爲メ左記地方ヲ發シ若クハ通過シ來ル牛、羊、山羊及其ノ生肉、生乳、生皮、生骨ノ搬入ヲ停止ス但シ漁車搭載ノ儘通過シタルモノ又ハ所轄警察官署ノ搬出許可証ヲ有スルモノハ此限ニ非ス

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年九月二日

新潟縣知事 伯爵 清樓家教

一、東京府下

○和歌山縣告示第三百四十號

本縣東牟婁郡下里村大字下里耕地整理地區換地交付處分ノ件認可セリ

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親晴

○ 告 識

○和歌山縣告諭第三號

本縣に於ける米作は農產物中の首位を占むるものにして其の消長は獨り農家の盛衰に關係するのみならず延て縣下の經濟狀態に至大の影響を及ぼすを以て之が改良發展の方法を講ずるは實に刻下の急務に屬す然るに近時一般農家は採種播種共同苗代、耕耘肥培及害蟲驅除豫防等栽培上の改良

に關しては漸く各般の手段方法を盡して之を實行するに至らざるの状況を見るに至りたるは洵に喜ぶべき現象なりと雖其の產米に付ては未だ一般に改良の途を講ずるに至らざるは深く遺憾とする所なり蓋し栽培上の方法に對して如何に改良を加へ獎勵に努むるも其の產米にして乾燥調製儀器等に關する必要の改良を加ふるにあらざれば粒々辛苦の勞も其の効果を完ふすること能はざるは固より瞭然たりとす故に將來一般農家に在りては自作と小作とに論なく宜く一面益々栽培上の改良を實行すると共に左記の方法に據りて產米の改良を企劃し兩々相俟て米質の改善向上に勵むべし

明治四十三年九月二十四日

和歌山縣知事 川上 親 晴

產米改良の方法

一、品種の選擇

稻の品種は其の數多々ありと雖就中品質良好にして比較的收穫多きものを選擇すること肝要なりとす固より稻は其の地方風土の異なるに隨ひ之に適應する所の種類亦異なるは數の免れざる所なるを以て之を一二の品種に限定するは或は至難の業に屬すべしと雖試作其の他の研究を重ねて地方に適應する品種を選択するに努むること

二、乾燥

乾燥の良否は產米の品位に至大の影響を及ぼすのみならず乾燥不充分なるときは貯藏困難にして害蟲の蝕害に侵され易く其の甚しきに至りては全く變敗するに至るものあり故に稻の刈取時期は早晚に失せず黃熟期に於て之を行ひ刈取後は七日以上稻架に掛けて乾燥し而して扱落したる穀は茎一枚に付五六升の分量を以て少くとも晴天一日以上陽干し日中は三四回上下反覆して

以て乾燥を充分ならしむること

三、調製

調製の良否も亦産米の品位に著しき關係を有するを以て深く之に留意し前項に依りて充分に乾燥したる穀を摺春に掛け調製したる後二回以上唐箕に掛け精擗し土砂、穀、穀殻、青米、碎米、及塵埃等の類を充分に除去すること

四、俵裝

俵裝の良否は賣買取引上至大の關係を有し其の不完全なるものは運搬上の不便少からざるのみならず運搬に際し米粒の漏逸する等多大の損失を招くべく又藁に湿氣あるものを用ふるときは米の貯藏力を減少すべきを以て俵及機俵は乾燥したる越年の藁を用ひて作り、其の自家用として貯藏するものは在來の一重俵とし又は内俵の代りに紙袋を用ふるも可なれども他に移出するものに在りては必ず二重俵となし内俵は四箇所編み横繩は四箇所とし外俵は四箇所編み横繩は五箇所とし二周り結とし縦繩は二筋四方掛とし横繩に引掛結となし機俵は内俵の兩口に當て脱粒の處なき様堅固に緊括するを要す而して一俵の容量は四斗に限定すること

五、品評會開設及獎勵米交付

産米又は小作米の品評會を開設し一般農家の産米を蒐集審査して之が優劣を比較研究し以て採長補短の資に供せしめ優等の者には褒賞を授與して産米改良獎勵の一助となし又小作人にして優良の小作米を地主に納付するものに對しては地主より獎勵米を交付して之を表彰せしむる等適當の方法を實行すること

右

○ 辞令

○明治四十三年九月二十一日

月手當五圓ヲ給ス

德義中學校武藝教師
松廣八十八

月手當參圓ヲ給ス

山本公司次郎
岡山縣へ出向ヲ命ス

檢査委員ヲ命ス

東牟婁郡新宮町立高等女學校教諭
牛込ナエ

畜牛結核病検査員ヲ命ス

警部
久保田貞之助

○町村吏員ノ異動

○明治四十三年九月二十一日認可

伊都郡橋本町助役 小林徳太郎

○正誤

明治四十三年九月十八日縣報第千十號縣令第三十七號第四條認可ヲ及クヘシハ認可ヲ受クヘシノ誤第七條閉會ノ下後ヲ脱ス同九月二十一日縣報第千十一號縣令第三十八號別記様式奉付ノ下費及同第三十九號第六條第二項施術者ノ下ノヲ脱ス

○觀象

自九月十九日至九月廿一日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目	前年		本年		前年		本年		前年		本年	
	九月	十月	九月	十月	九月	十月	九月	十月	九月	十月	九月	十月
平均氣壓	七五八耗〇		七五八耗三		七五七耗六		七五五耗二		七六一耗〇		七六三耗一	
平均氣溫	二五度九		二一度四		二四度九		二三度三		二三度〇		一九度一	
最高氣溫	二九度七		二六度〇		二七度三		二六度四		二八度一		二二度八	
最低氣溫	二二度八		一六度八		二一度六		一八度五		一七度二		一六度一	
最多風向	南		南		南		北		北		北	
平均風力	五米一		三米六		四米七		五米八		二米六		三米二	
天氣	暴又雨		暴後雨		雨		曇		晴		晴後陰	
降水量	八耗一		六耗八		一一耗一		四耗五					
記事現象	時々降雨午後十時 西方ノ強風吹ク 部ナ警戒ス		午後降雨風雨強 終日降雨午后一時 時南方ニ雷鳴午前 時南方ノ強風吹 ク		晴間降雨シ前々四 ノ強風吹ク午前十 時半縣下全部ノ 解除ス		晴間月夜ヲ映ズ夜 間月量現ル					

明治四十二年九月二十四日印刷
(十三日印刷
十四日發行)

毎月三日六日九日十一日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行)

和歌山縣知事官房

印刷人 和歌山市北休賀町六番地
和歌山市北休賀町六番地
關話版部